



**HAL**  
open science

## フランスの柔道指導者資格制度を考える

Hatsuyuki H amada, Yves Cadot

► **To cite this version:**

Hatsuyuki H amada, Yves Cadot. フランスの柔道指導者資格制度を考える. 武道学研究, 2015, 48 (2), pp.89-112. <hal-01373673>

**HAL Id: hal-01373673**

**<https://hal.science/hal-01373673v1>**

Submitted on 23 Aug 2018

HAL is a multi-disciplinary open access archive for the deposit and dissemination of scientific research documents, whether they are published or not. The documents may come from teaching and research institutions in France or abroad, or from public or private research centers.

L'archive ouverte pluridisciplinaire HAL, est destinée au dépôt et à la diffusion de documents scientifiques de niveau recherche, publiés ou non, émanant des établissements d'enseignement et de recherche français ou étrangers, des laboratoires publics ou privés.

## フランスの柔道指導者資格制度を考える

濱田 初幸<sup>1)</sup> Yves CADOT<sup>2)</sup>

### Study on judo coaching qualification systems in France

Hatsuyuki HAMADA<sup>1)</sup>, Yves CADOT<sup>2)</sup>

#### Abstract

The body that oversees judo in Japan, the All Japan Judo Federation, has faced successive scandals involving violent incidents and fatal accidents which have served to give rise to social criticisms of its coaching practices. In April 2013, the organization launched a Certified Judo Coaching Qualification System in order “to improve coaches’ qualities and coaching ability, to enhance public trust in coaching practice, and to ensure coaches’ status.”

Conversely, another judo powerhouse, the Fédération Française de Judo, Jujitsu, Kendo et Disciplines Associées (FFJDA), had defined professional judo qualifications, thereby establishing a national coaching qualification system, in a national sports-related law enacted in 1955.

Although the differences between the Japanese and French social systems preclude any simple comparison, a number of experts have recommended the FFJDA coaching qualification system as a model for Japan. In 2008, the FFJDA introduced a new qualification system comprising six stages, such as the Diplôme d’Etat de la Jeunesse, de l’Education Populaire et du Sport (DEJEPS), and established an even more thorough policy for coaching training.

The FFJDA is home to a variety of approaches, including a rigorous national examination system that allows coaching trainees to take an examination after a long period of training, a tutorial system (*tuteur*), a reciprocal exchange system (*dispositifs de formation en alternance*) and a screening system that leads to trainee certification. This has resulted not only in zero fatal accidents among judoka, but also in increased enrollment in the sport as well as an improvement in competitive ability, as reflected in France’s second-place ranking in judo at the 2012 London Olympics. The FFJDA system may thus serve as a useful case study for Japan, which is seeking to enhance its own coaching qualification system.

**Key words : Judo, Coaching qualification systems, FFJDA, All Japan Judo Federation, Safe teaching method**

**キーワード : 柔道, 指導者資格制度, フランス柔道連盟, 全日本柔道連盟, 安全な指導法**

---

1) 鹿屋体育大学 体育学部  
〒 891-2393 鹿児島県鹿屋市白水 1 番地  
TEL/FAX : 0994-46-4952  
E-mail : hamajudo@nifs-k.ac.jp

2) Université de Toulouse - Jean Jaurès

1) Faculty of Physical Education, National Institute of  
Fitness & Sports in Kanoya  
Shiromizu-cho 1, Kanoya-city, Kagoshima 891-2393,  
Japan

2) University of Toulouse - Jean Jaurès

## I はじめに

我が国ではスポーツ振興法の全面改正により、新たに制定された「スポーツ基本法」(平成 23 年法律第 78 号)、第 11 条において、「国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない<sup>30)</sup>と明記され、スポーツ指導者の養成・確保・活用の重要性を挙げている。

文部科学省が所管する柔道競技統括団体である公益財団法人全日本柔道連盟(以下「全柔連」と略す)においても、指導者の資質と指導能力の向上を図り、社会的信用を高め、地位を保証するために「公認柔道指導者資格制度」を平成 25 年(2013)4 月にスタートさせた<sup>28)38)50)</sup>。

講道館柔道が創始され 130 有余年経過したが、日本の柔道界には明確な指導者資格制度(以下「資格制度」と略す)は存在してこなかった<sup>25)39)</sup>。昭和 63 年(1988)に法人化された全柔連は、指導者と競技者に区分した登録制度を初めて導入したが、その内容は「指導者登録の権利は原則として選手、役員、係員、審判になれること」と明記されている制度であった<sup>29)</sup>。指導者になるための特定の試験や審査はなく、講道館初段以上の有段者であれば、登録費を納めると認められる制度であった。十分な教育、指導法を学ぶ機会が無く、未熟な指導方法や知識不足の中で活動する傾向が見られた<sup>20)</sup>。十分に精査した資格制度が無い中で指導が行われてきたことが、事故や不祥事の原因になっているのではないかと、世論から批判や指摘を受けたことが引き金となり<sup>2)40)</sup>、その対策の一環として資格制度新設に至った経緯がある<sup>38)</sup>。

平成 23 年(2011)に柔道の実践中に起きた死亡事故がメディアで大々的に報道される中<sup>37)</sup>、知識人や報道関係者の間で注目されたのが、フランス柔道である<sup>21)34)</sup>。柔道大国と言われるフランスでは<sup>41)</sup>、フランス柔道連盟の登録者数が 60 万

人を超え、我が国の約 3 倍にも及ぶ登録者を有しており(表 1, 図 1)、その約 80% は 14 歳以下ということである<sup>42)</sup>。にもかかわらず、平成 22 年(2010)のデータでは、フランスは柔道実践者の死亡事故がゼロ<sup>23)26)</sup>であることを受け、注目されるようになった。

山口<sup>43)</sup>は、日本の柔道も海外の事例などに目を向けて、システムや指導における根本的な考え方を問い直す時期に来ていると著している。宗岡<sup>3)28)</sup>も海外の事例を参考に制度の充実化を図る必要があると述べ、ひな形の一つとしてフランスの資格制度を我が国が参考とするべきモデルケースとして取り挙げている。

フランスでは、昭和 30 年(1955)に「柔道及び柔術の教授の職業並びに当該格闘スポーツの教育にあてられる道場の開設を規制することに関する法律」が制定され、スポーツ国家法によって、関係組織活動の許認可権や違反者に対する刑罰が定められ、国家資格として柔道指導者資格制度が創設された<sup>32)47)</sup>。昭和 49 年(1974)には、46 のスポーツ競技の国家資格と試験制度が統一され、指導者レベルの格付けとして、ブルベダ(Brevet d'État d'Éducateur Sportif, 以下「BEES」と略す)、一級(初級)、二級(中級)、三級(上級)の制度を拵えて、指導者の資質の向上を図ってきた<sup>12)</sup>。

より専門性の高い職能システムを構築することから、平成 20 年(2008)12 月にはブルベダに代わり、ディプロムデタ(Diplômes d'État, 以下「DE」と略す)が新規導入され、「BPJEPS」(Brevet Professionnel de la Jeunesse, de l'Éducation Populaire et du Sport, 青少年・社会教育・スポーツ専門資格認定証)、「DEJEPS」(Diplôme d'État de la Jeunesse, de l'Éducation Populaire et du Sport, 青少年・社会教育・スポーツ国家資格免許状)、「DESJEPS」(Diplôme d'État Supérieur de la Jeunesse, de l'Éducation Populaire et du Sport, 青少年・社会教育・スポーツ国家上級資格免許状)等が新設された。これらの国家資格を取得した柔道家たちの多くが、プロフェッショナルとして柔道で生計を立てている<sup>9)</sup>。ただし、BPJEPS は 2013 年から新設された国家免許

表1 2013 FFJDA 種目別内訳

種目内訳	2013年度 登録者数(人)
柔道/柔術	574,068
剣道	4,870
薙刀	165
杖道	439
居合道	1,832
弓道	88
チャンバラ	1,357
柔道夏期講習会	30,079
合計	612,898

(FFJDA ホームページから入手した資料を元に作成)

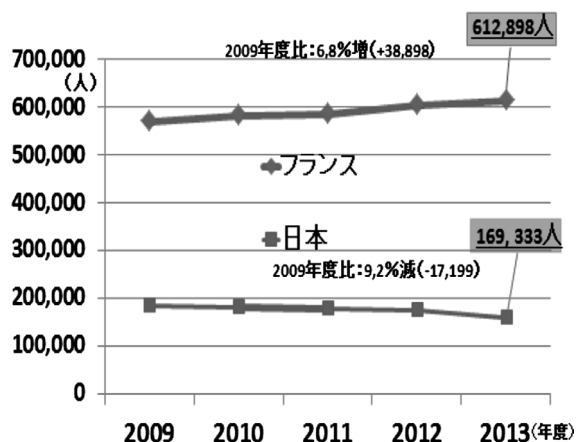


図1 2009-2013 FFJDA と日本柔道登録人口の推移  
(FFJDA ホームページから入手した資料を元に作成)

であり、現時点で資格取得登録者が存在しないことから、本論では対象としない。その他にも、国家資格に準ずるセキユベ (Certificat de Qualification Professionnelle Assistant Professeur d'Arts Martiaux, 武道指導許可証プロアシスタント, 以下「CQPAPAM」と略す) と呼ばれる

指導時間に制限が設けられた有償の資格やボランティア資格として3段階の資格免許があり、指導レベルや有償か否かなどを定めた6段階に区分された資格制度が存在する (表2)。

日本とフランスの歴史、文化、慣習、社会制度、スポーツに対する社会的認知度等は大きく異なり、一概に論ずることには無理があるが、幾度かの変遷を経て継続して受け継がれているフランス柔道連盟 (Fédération Française de Judo, Jujitsu, Kendo et Disciplines Associées, 以下「FFJDA」と略す) の資格制度の詳細を掌握しておくことは意義があると考えられる。

本研究は柔道先進国の一つであるFFJDAの新規資格制度に関する事例を報告し、将来に向けて資格制度の見直し、整理、改正を図るなど再構築の際の基礎的資料に資することを目的とする。

本稿では、主に全柔連の最上級資格に当たる「A指導員」の規程<sup>48)</sup>について、FFJDAの指導者区分の中で上位資格として位置付けられるDEJEPSを比較対象として論を講じる (旧BEES一級所持者は、DEJEPSに移行した)。DEJEPSは、

表 2 FFJDA 指導者資格の概要

RECAPITULATIF DES DIPLOMES D'ENSEIGNEMENT							
		資格条件	研修所用時間	資格免許取得方法	指導可能範囲	免許保持のための研修条件	報酬
連盟免許状	クラブアシスタント	● 未成年,15歳から	● 地方ごとに実施される研修30時間以上	試験	免許保持者のアシスタントとして指導可	年間10時間	なし
		● 一級から	● 柔道連盟においての見習い(研修)期間50時間以上(FFJDA)				
	代理アシスタント	● 18歳から	● 地方ごとに実施される研修30時間以上	試験	免許保持者のアシスタントとして指導可 また代理として免許保持者不在の代理指導は1ヶ月まで可	年間20時間	なし
		● 一級から	● 柔道連盟においての見習い(研修)期間50時間以上(FFJDA)				
		● 救命救急講習修了証					
	連盟指導許可証 (CFEB) (無償)	● 18歳から	● 地方ごとに実施される研修35時間以上	試験	● 単独で指導 ● 1級まで交付可	年間20時間	なし
● 柔道初段から		● 柔道連盟においての見習い(研修)期間50時間以上(FFJDA)					
組合(UNSA)政府と柔道指導員が発行する免許状	武道指導許可証プロアシスタント (CQPAPAM)	● 18歳から	● 研修所にて120時間の研修	● 1次試験 (3領域)	単独で指導	5年間おきに14時間	有り 300時間まで
		● 柔道二段から	● 50時間の指導法研修	● 2次試験 ● 5年間の指導経験			
政府スポーツ省が発行する免許状	スポーツ指導資格免許状 (国家資格) DE JEPS	● 18歳から	● 研修所にて700時間の研修	● 試験 (4領域)	単独で指導	/	有り
		● 柔道二段から	● 500時間以上の実技研修 ● 10~24ヶ月	● 指導経験			
	スポーツ指導資格上級免許状 (国家資格) DES JEPS	● 18歳から	● 研修所にて700時間の研修	● 試験 (4領域)	単独で指導	/	有り
		● 柔道三段から	● 500時間の実技研修 ● INSEP (国立体育研究所) にて10ヶ月	● 指導経験			

(FFJDA ホームページから入手した資料を元に作成)

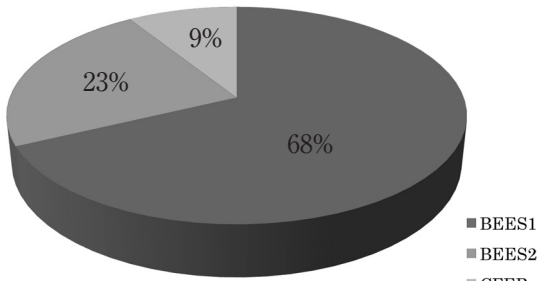


図 2 2001 指導者資格で見た指導者の割合 (FFJDA ホームページから入手した資料を元に作成)

FFJDA の全指導者の中で過半数以上の割合を占め (図 2), 在籍する約 5,500 クラブ<sup>13)</sup> の中で指導運営の中核を担っている。なお, 最上級資格・DESJEPS は FFJDA の技術管理者, ナショナルレベルの監督やコーチのために設定されている資格制度で, 所持者数が非常に少ないことから, 本研究対象からは除外する。

## II 研究方法

### 1. 調査期間

- 1) 平成 26 年 (2014) 7 月 14 日 - 18 日, フランス・モンペリエで開催された柔道キャンプ
- 2) 平成 26 年 (2014) 10 月 29 日 - 11 月 6 日, マルセイユで開催された柔道研修会

### 2. 資料提供者・聞き取り調査対象者及び場所

- 1) モンペリエ柔道キャンプ指導責任者・Patrick Roux  
: Palais des sports René Bougnol
- 2) プーシュ・ド・ローヌ県柔道連盟会長・Alain Julien  
: MARSEILLE DOJO BOUGAINVILLE  
主に上記責任者から一人当たり 1 時間程度の聞き取り調査を 4 回行った。その際に記述した資料の一部を入手することができた。質疑応答については通訳者の Jean-Michel LEVEQUE 3 段 (Massilia Sports JUDO Club 指導者で DEJEPS 所持者,

大阪外国語大学留学歴があり、日本語が堪能）を紹介して記録した。

### Ⅲ 全柔連・A 指導員と FFJDA・DEJEPS の概要

全柔連・A 指導員と FFJDA・DEJEPS の制度を比較するために、表 3 に、A 指導員に関する主要な条件に沿って DEJEPS の概要を示した（表 3）。

## Ⅳ 考察

### 1. 資格の位置付け

表 3 から、両国の資格制度規程の違いが見られる。FFJDA は、昭和 30 年（1955）に創始され約 60 年を経ているが、全柔連資格制度は平成 25 年（2013）新設されたことから歴史が浅く、円滑に運営され効果的な制度として活用されていくのか、今後の動向を注視していかなければならない。資格発行元は競技団体を統括する全柔連であるが、FFJDA は国家資格として健康・スポーツ省（Ministère de la Santé et des Sports）から発行され、重責度、認知度、資格取得の難易度、厳格さ、その差異は明確である。また FFJDA 資格制度は、レベルに応じて 6 区分に分類されているのに対して、全柔連は 3 区分で構築されている。

小笠原らによれば<sup>31)</sup>、「フランス国内ではフランス第 5 共和国憲法のパリテ条項・スポーツ法典において、スポーツ及び身体活動等の指導を行う者には、資格所持義務が課せられ、違反者に対しては 1 年の懲役と 15,000€ の罰金刑に処する」とされる。また、彼らの報告では武道固有の段級制度に関する記述が在り、「柔道等の格闘技領域に関する段もしくは級について、国家から権限を委任された連盟の段・級に関する専門委員会から交付されたものでない限り、認可されない」と著される。法律条文に段・級認可に関する規程が定められ、これを受け、受験資格条件にも段位基準が設けられていることから、フランス社会に柔道文化が深く浸透していることが推測される。1955 年に成立したこの条文主旨として、起案者から生徒の安全性の確保、柔道等が単に身体技術的な方法を教えるだけでなく、知的能力、道徳的、教

育的な価値を重んじるスポーツとして社会的に評価されていることが明記<sup>32)</sup>されたことから、柔道に対する国民の認知度の高さが窺える。

### 2. 資格取得の事前条件

全柔連資格取得事前条件は 24 歳以上 5 段以上で、B 資格取得後 2 年以上経過しなければならないと定められているが、FFJDA は 18 歳以上 2 段以上と年齢、段位に差異が見られる（表 4）。これは両国の昇段システムの相違が影響していると考えられる。全柔連では 14 歳以上で 1 年の修行年限を経れば初段を受験できるが<sup>17)</sup>、FFJDA では修行年限 3 年以上を経過し、15 歳以上とされ修行年限、年齢共に受験資格基準が高くなっている<sup>11)</sup>。全柔連の昇段審査規程では、試合における勝敗に重点を置き、実践力を重視する傾向が見られる。平成 17 年（2005）に FFJDA 及びドイツ柔道連盟（Deutscher Judo-Bund e.V., DJB）の昇段試験を視察し、その際の聞き取り調査から両国ともに段位制度の位置付けの高さ、高度な形が試験に課せられ、さらに独自に考案した形の演武が課せられていたことを発表した。また、連絡技、固技の技術を解説した論文を事前に提出し、演武の際には 3 名～6 名の審査委員による口頭試験が課せられ、受験者のプレゼンテーション力、コーチング力、論理性の有無が求められ、指導者としての能力が問われる質問内容であったことも報告した<sup>15)</sup>。

FFJDA 資格取得基準年齢が 18 歳に設定されている理由には、フランスの成人年齢が 18 歳であることが挙げられる<sup>18)</sup>。18 歳から成人として認めていることから、指導者としての義務や責任を果たすことが可能であるとの判断から、成人年齢と資格基準年齢を同一にしていると考えられる。さらにフランスの大学進学率は日本よりも低い教育状況にあることから、この年齢に設定されていることが推測される。日本の高等教育機関への進学率は 57.6% であるが、フランスは約 41% と低いことが報告されている<sup>27)</sup>。就職する若者層の割合が高く、職業選択肢として、柔道専門指導者を志望する若年層が存在することから、この年齢に

表3 全柔連・A指導員とFFJDA・DEJPSの概要一覧

資格制度 資格条件	A 指導員	DEJPS
年齢	24 歳以上	18 歳以上
段位	五段以上	二段以上
資格取得の 事前条件	B指導員資格取得後,2年以上継続的に指導に関わっていること	①直近3カ年中,柔道・柔術 <sup>注1)</sup> の種目に関する最低300時間の指導活動 ②柔道/柔術 二段の技術レベルを証明 ③柔道/柔術技術昇進(perfectionnement technique)の教育経験を明示する:確認のための審査試験有り
職務権限及び 活動範囲	指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者 指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において,その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また,A指導員取得者は日本体育協会公認スポーツ指導者(コーチ)を取得することが望ましい	①クラブ団体およびフランス柔道連盟の施設内で指導及びトレーニング(コーチ)の活動 ②クラブ団体の技術管理 (direction technique) ③フランス柔道連盟の資格取得,レベル IV(BP JEPS)の資格取得の育成活動に参加すること ④柔道/柔術の発展活動に貢献すること ⑤(連盟の)地方技術チームの運営に参加すること 活動範囲について活動明細シート(FDA,Fiche Descriptive d'Activité)にて詳細に明文化
特例及び推薦	学校教員等を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける 認定柔道指導者資格の登録を行った各都道府県を統括する加盟団体からの推薦を要する	免除各種 以下のフランス柔道連盟の国家資格又は国家認定証を有する候補者は事前条件を満たす必要がない。①BEES(体育指導者国家認定証)一級(option « judo-jujitsu ») ②「柔道/合気道/空手及び関連格闘技の指導員国家認定証」及びフランス柔道連盟交付の二段 ③フランス柔道連盟発行のボランティア教員資格及びフランス柔道連盟交付二段の資格 ④労働者スポーツ・体育連盟(FSGT: Fédération Sportive et Gymnique du Travail)発行の指導員国家認定証,及びフランス柔道連盟交付二段の資格

濱田：フランスの柔道指導者資格制度を考える

試験	本連盟が実施する講習会を受講し、資格審査試験に合格すること	<p>①「教育プロジェクト」説明文＋面接試験。最低 30 ページの計画書を提出。20 分のプレゼンテーション後、審査員と 20 分間の口頭試問試験</p> <p>②「クラブ開発プロジェクト」説明文＋口頭試験。最低 30 ページの計画書を提出。20 分のプレゼンテーション後、審査員と 20 分間の口頭試問試験</p> <p>③子供を対象に 1 時間～1 時間半の指導セッションの実施後、20 分間の口頭試問試験(指導の安全性を確認することを含む)</p> <p>④解説付技術デモンストレーション試験。デモンストレーションの詳細プランを作成し、その中に全体原則と学習方法の例も盛り込まれる(30 分間でコメントを加えながら)</p> <p>●柔道:立技,寝技の攻撃法と防御法のシステム全体又は一部の 15 分間のデモンストレーション</p> <p>●形:投の形,固の形,極の形,後の先の形,護身術(抽選で一つを実施)。柔術:「組みつかれた場合,離れた場合」と「当身技」の攻撃に対する護身対応法を,最低 4 分間の自由表現(形に偏らない)デモンストレーション</p>
資格の有効期間	4 年(その間に中央講習会を受講)	記載なし
指導者資格の停止,喪失	<p>会員資格を喪失したとき</p> <p>指導者として不適格と認めるとき</p> <p>資格有効期間の更新に必要な手続きを怠ったとき</p>	記載なし
指導者資格の回復	<p>加盟団体を經由して中央指導者資格審査委員会に資格停止解除の申請を行い,中央指導者資格審査委員会は申請内容を吟味し,停止の解除可否を決定する</p> <p>資格喪失者は中央指導者資格審査委員会が定めた期間を経た後,資格基準を満たすことにより,資格の認定を受けることができる</p>	記載なし



研修期間・時間	記載無し	①研修所にて 700 時間の研修 ②500 時間以上の実技研修 ③10～24 ヶ月
免許発行所	全日本柔道連盟	健康・スポーツ省
報酬	記載なし	有償
資格審査試験 受験料	3,000¥	無料
更新講習会 受講費	2,000¥	研修費 6,400€(896,000¥.1€=140¥換算)
中央資格審査 委員会の教務 内容と構成	①A 指導員および B 指導員の資格認定 ②指導者資格の停止,喪失の決定 ③指導者資格停止の解除の決定 ④都道府県指導者資格審査委員会の統括 ⑤5 名以上 10 名以下の委員で構成され,そのうち 1 名が委員長を務める	①資格試験現場を認定 ②各委員会の個性を決定 ③資格認定 ④既存経験の対等化(VAE <sup>注 2)</sup> :Validation des Acquis de l'Expérience)のケースを審査 ⑤審査委員会の構成は 4 名以上:育成者 25%, 国家公務員 25%, 雇用者代表 25%, 職業分野の被雇用者代表 25%, 健康・スポーツ省 A 級 (MSS: Ministère de la Santé et des Sports)の最上級公務員が審査委員会の会長
特徴	資格の停止,喪失及び回復に関する規程が明文化 (停止,喪失) ①本連盟の会員資格を喪失したとき ②指導者として不適格と認めたとき ③資格有効期間の更新に必要な手続きを怠ったとき (回復) 指導者資格を停止され,または喪失した者は定める手続きにより,指導者資格停止の解除または再任定を求めることができる	①職務権限,活動範囲の明確化 ②研修機関が実施する研修生育成カリキュラム及び資格審査試験内容(資格付与ガイドライン総括(Référentiel de certification)の関連性を明文化 ③チューター(tuteur:研修生担当教師)制度 ④研修システムの施設交互制度 (dispositifs de formation en alternance) ⑤研修機関が研修生として認定するまでの選抜制度

設定されていると考える。聞き取り調査からは、資格取得基準の低年齢、低段位が指導力の低下に影響するのではないかと危惧する意見が聞かれた。

### 3. 職務権限及び活動範囲

全柔連は、A 指導員の職務権限を「指導者向けの講習会の講師」と「チームの監督」と定めている。

表4 日本とフランスの昇段制度比較

国別 段位	日本(評定基準の良を参照)	フランス
初段	1年以上 14歳から	修業年限 3年以上 15歳から
二段	1年半以上	初段取得後 2年以上 17歳から
三段	2年以上	二段取得後 3年以上 20歳から
四段	3年以上	三段取得後 4年以上 24歳から
五段	四段取得後 4年以上 20歳から	四段取得後 5年以上 29歳から
六段	五段取得後 9年以上 27歳から	五段取得後 10年以上 50歳から

(FFJDA ホームページから入手した資料を元に作成)

FFJDA は、その資格制度の中で、活動の基本方針 5 事項を定め、その方針に従って活動明細を以下の 4 項目に分類、さらに具体的且つ詳細に構成したシート(表 5)を作成している。

その方針としては、A「柔道/柔術のスポーツ活動レベル昇進プログラムの設計」、B「特定種目の昇進プログラム実施の調整(コーディネーション)」、C「スポーツ活動レベル昇進の実施」、D「指導育成活動の実施内容」が挙げられ、項目毎に活動詳細が具体的に示されている。地域、行政との連携活動を念頭に、教育的配慮、組織の運営、予算の透明化、技術指導法、安全性、指導方針の明確化や発信法等について 53 事例が提示されている。

全柔連資格制度が職務権限、活動範囲と限定された範囲に留まっているのに対して、FFJDA は明確で幅広く、権利の主張、労働活動の制限、責任性、労働の円滑化、透明性、公平性が保たれていることが窺える。

#### 4. 特例及び推薦

全柔連は中等教育機関に勤務する教員等を対象に特例事項を定め、無資格者であっても当該校柔道部顧問については、登録団体からの推薦で監督行為を認めている(学校顧問特例資格)。中学・高校の柔道部活動の専門指導者が不足し<sup>44)</sup>、資格所持者が少ないための救済処置と考える。

FFJDA は、学校関係者に関する特例事項の定めはない。ただし、免除制度が設けられている。

この制度は本試験を免除するものではなく、研修生としての適格認定を受けるための事前条件を免除するものであり、指導力の低下や安全性に不安を与えるものではないと考える。

フランスと日本では教育制度や教育事情、社会制度が大きく異なっている。フランスでは、歴史的に学校体育・課外活動が十分に機能してこなかった<sup>33)35)</sup>ことから、日本柔道の活動基盤を成す課外活動に類似したスポーツ活動は、ほとんど存在しない。FFJDA の活動基盤は地域に根ざしたクラブである<sup>14)</sup>。学校とクラブ、基盤背景の相違が資格制度全体を根底から異にする要因となっている。

#### 5. 研修内容と試験

全柔連は講習会を受講し、試験に合格しなければならぬと定められているが、講習会で学ぶべき知識、理論、技能等の内容、試験概要については明記されていない。

FFJDA は、4 分野で構成された資格付与ガイドライン総括(Référentiel de certification: 以下「ガイドライン総括」と略す、表 6)にあるように、明確に研修指導基準、研修内容、試験基準を定めている。ガイドライン総括は UC (Unité Capitalisable) 1 から UC4 で構成され、4 分野のカリキュラムがさらに詳細に記述されている。詳細な項目の一つひとつが研修期間内に取得する積立単位群であり、資格試験の構成部分として、取り込み最終ターゲット(OTI: Objectif Terminal d'Intégra-

表 5(1) 活動明細シート

<b>A 柔道/柔術のスポーツ活動レベル昇進プログラムの設計</b>
地元の職業社会と行政機関との連携において活動
発注者の期待を分析
施設の指導範囲の診断に参加
柔道/柔術を教える対象層の社会・教育([訳注]学歴)・文化の背景を考慮
ボランティアの参加をアクション計画の作成に積極的に取り込む
アクション計画の目標を文書化(明確化)
競技者の潜在能力と限界の分析を行う
組織の活動目標に沿った昇進プログラムを提案
組織の活動目標と対象層に適した教育要領を特定する
技術指導の手法を特定化
組織の活動目標と競技者に適した稽古の要領を特定する
活動の環境に対するインパクトを考慮
不特定グループを対象の指導活動を設計する
評価方法を考える
昇進プログラムに必要な手法の特定化
昇進プログラムの予算を立てる
昇進プログラムの実施に必要な関係者プロフィールを決める
<b>B 特定種目の昇進プログラム実施の調整(コーディネーション)</b>
ミーティングを主催する
ボランティア指導者、プロ指導者のチーム調整
昇進専用の時間を設ける
ボランティア指導者とプロ指導者の協力を行う
組織内の参加型アクションを円滑化
組織内の保護者(チューター)活動に参加
その他の社会パートナーに対し組織を代表
コミュニケーションの要領を考える
稽古の空間利用を計画する
後方支援面のニーズを予め把握する
技術面メンテナンスを管理する
好ましい質の要領で稽古が行われているか確認する
計画されたアクションの予算をコントロールする
クラブのプロモーション活動に参加する
計画されたアクションの予算利用法について報告する
技術活動、スポーツ活動の結果を文書化する

tion) に組み入れられている。指導者もこのガイドライン総括に沿って講義、実技指導、試験を実施する。

旧資格制度 BEES 一級から DEJEPS へ移行した特徴の一つに、合否基準の改訂が挙げられる。BEES 一級では、「トロンコモン (Tronc com-

mun)」と呼ばれる全種目共通試験に合格しなければ、二次試験は受験できなかった。DEJEPS では、トロンコモンは廃止され、UC1 から UC4 の4分野毎に試験が課せられ、全てにおいて合格しなければならない。BEES 一級では、知識・理論領域は低得点であっても、柔道実技でカバーする

表 5(2) 活動明細シート

<b>C スポーツ活動レベル昇進の実施</b>
組織のスポーツ活動目標に沿い自己の活動を適宜調整
競技に必要なメンタル面の準備を確保する
競技の身体準備を確実にを行う
競技者の社会フォローを計画する
技術訓練を指導する
ドーピング及び危険な行為を予防する
集団行動の勢いを管理する
スポーツ活動のモラルが守られるように注意をする
技術と作戦両面の選択を行う
勝ちと負けに対する競技者のコントロール(自制)を助ける
特に技能を発揮できる活動を持つグループを指導管理する
稽古者の安全確保に必要な専門動作を行う
技能を持つ種目について安全な演出を行う
稽古者と第三者の安全を確保する
技術機材の適正化を確認する
教育結果の報告(文書化)をする
幹部との協議に参加する
予想される発展又は変化を考える
<b>D 育成活動の実施</b>
技能育成分野の活動を設計する
対象層に適した育成要領(ステップ)を選択する
育成内容を明確にする
必要な教材を作る
評価の各種要領を考える
現場で育成を実施する
研修生に学習システムを説明する
研修生同士の意見交換の場を積極的に設ける
各種の育成経験について相手の面倒をみる
以上の活動インパクトを評価する
可能な発展性を提案する

ことができたが、新規資格制度においては、理論と実技の両分野において、一定のレベルに達しなければ不合格となる。理論と実技、両方にバランスの取れた指導者育成を目指していることが窺える。

4 分野からなる試験の概要は以下の通りである。

(1) 資格試験 1「教育プロジェクト関連」

受験生はクラブ団体での実指導経験を元に、実

績をもっている教育プロジェクト、またはこれから実行する計画の教育プロジェクトに関する最低 30 ページの計画書を提出する。

同計画書の主な構成は以下の通りとする。

- ① スタート時点の環境条件
- ② プロジェクトの目的、指導方法と実施する指導内容
- ③ 物理的人材の体制
- ④ プロジェクトの評価記述

表 6(1) 資格付与ガイドライン総括 UC1 (積立単位群 1)

OI=Objectif d'Intégration (取り込みターゲット)

OI	活動概要	職の技能	育成内容	評価手法	最終の資格評価試験
<b>UC1 昇進活動プロジェクトを設計する能力</b>					
<b>OI 職業社会チャレンジの分析能力</b>					
OI111	地域の職業社会と行政機関との連携において活動	教育を前提とするクラブ団体の環境で活動する能力	フランスにおけるスポーツの組織 フランス柔道/柔術の歴史 嘉納治五郎師範の最初のシステム	1 テキストを参考しなから、クラブに通う年齢層の二つの対象層向けの教育プロジェクトを口頭で説明	受験者は実績をもって いる教育プロジェクト、 またはこれから実行する 計画のスポーツ活動 レベル昇進プロジェクトに 関する最低 30 ページの 説明文を作成する。 このプロジェクトはフランス 教育方法 (méthode française d'enseignement) に規定 される少なくとも二つの 教育期間に該当する 二種類の対象層を対象 にするものとする。 同説明文の主な構成は 以下の通りとする。 - スタート時点の環境 条件 - プロジェクトの目的、 指導方法と実施する指 導内容 - 物理的人材の体制 - プロジェクトの評価 記述 同説明文を以て受験生 による 20 分プレゼンテ ーションを行った後、審 査員と 20 分間の対話型 面接試験が行われる。
	対象層の社会・教育(学歴)・文化の背景を考慮				
	アクション計画の目標を文書化(明確化)				
	昇進プログラムの予算を立てる	連盟の技術プログラム、規則とスケジュールを理解し、取り入れる能力	APS(スポーツ体育活動)教育指導の規則 フランス法律の基礎→ 責任 クラブの登録、保険、 認可 稽古のために規則・構成された道場、 スポーツ法→ J&S(jeunesse et sports)青少年スポーツ認可など		
	組織の活動目標に沿った活動をおこなう				
	スポーツ活動のモラルが守られるように注意をする	柔道/柔術の稽古状況の変化を理解し取り入れる能力	フランス柔道連盟の定款、規則とスポーツ法規 フランス全国とクラブ内での級と段の構造		
	技能育成分野の活動を設計する				
可能な発展性を提案する	好ましい質の要領が守られているか確認する	フランス柔道連盟の定款、規則とスポーツ法規 フランス全国とクラブ内での級と段の構造			
好ましい質の要領が守られているか確認する					
OI112	地域の職業社会と行政機関との連携において活動	連盟の環境から提出される資源を分析し利用する能力	フランス柔道連盟の定款、規則とスポーツ法規 フランス全国とクラブ内での級と段の構造	2 プロジェクトの詳細要約を提出し、同要約について口頭説明を加える	同説明文の主な構成は以下の通りとする。 - スタート時点の環境条件 - プロジェクトの目的、指導方法と実施する指導内容 - 物理的人材の体制 - プロジェクトの評価記述 同説明文を以て受験生による 20 分プレゼンテーションを行った後、審査員と 20 分間の対話型面接試験が行われる。
	発注者の期待を分析				
	施設の指導範囲の診断に参加				
OI113	地域の職業社会と行政機関との連携において活動	地方自治体の政策を理解し取り入れる能力	地方議会・県議会のスポーツ政策と構成、そのクラブとの関係		同説明文の主な構成は以下の通りとする。 - スタート時点の環境条件 - プロジェクトの目的、指導方法と実施する指導内容 - 物理的人材の体制 - プロジェクトの評価記述 同説明文を以て受験生による 20 分プレゼンテーションを行った後、審査員と 20 分間の対話型面接試験が行われる。
	施設の指導範囲の診断に参加				
	技能育成分野の活動を設計する				
OI114	対象層の社会・教育(学歴)・文化の背景を考慮	対象層の特性に合わせて指導を調整する能力	クラブに通う(異なる複数のタイプの)受講生の特徴とその教育面の影響		同説明文の主な構成は以下の通りとする。 - スタート時点の環境条件 - プロジェクトの目的、指導方法と実施する指導内容 - 物理的人材の体制 - プロジェクトの評価記述 同説明文を以て受験生による 20 分プレゼンテーションを行った後、審査員と 20 分間の対話型面接試験が行われる。
	対象層に適した育成要領(ステップ)を選択する				
	ボランティアの参加をアクション計画の作成に積極的に取り込む				
	対象層に適した育成要領(ステップ)を選択する				
OI115	競技者の社会フォローを計画する	職業社会の自己位置付け能力	市のスポーツ政策とクラブとの関連 教育省/FFJDA 協定		同説明文の主な構成は以下の通りとする。 - スタート時点の環境条件 - プロジェクトの目的、指導方法と実施する指導内容 - 物理的人材の体制 - プロジェクトの評価記述 同説明文を以て受験生による 20 分プレゼンテーションを行った後、審査員と 20 分間の対話型面接試験が行われる。
	地域の職業社会と行政機関との連携において活動				
	技能育成分野の活動を設計する				
	ボランティア指導者とプロ指導者の協力を行う				
OI115	その他の社会パートナーに対し組織を代表	地方自治体の政策を理解し取り入れる能力	市のスポーツ政策とクラブとの関連 教育省/FFJDA 協定		同説明文の主な構成は以下の通りとする。 - スタート時点の環境条件 - プロジェクトの目的、指導方法と実施する指導内容 - 物理的人材の体制 - プロジェクトの評価記述 同説明文を以て受験生による 20 分プレゼンテーションを行った後、審査員と 20 分間の対話型面接試験が行われる。
	各種の育成経験について相手の面倒をみる				
	その他の社会パートナーに対し組織を代表				

表 6(2-1) 資格付与ガイドライン総括 UC1 (積立単位群 1)

OI	活動概要	職の技能	育成内容	評価手法	最終の資格評価試験
<b>UC1 昇進活動のプロジェクトを設計する能力</b>					
<b>OI12 アクション計画の構成エレメントを明確化する能力</b>					
<b>OI121</b>	ボランティアの参加をアクション計画の作成に積極的に取り込む	レベル昇進の活動を目的とするプロジェクト手法を考え、設計し、立ち上げ実施を行う能力	プロジェクト方法論 柔道/柔術クラブ 団体としての診断		受験者はスポーツ活動レベル昇進に関するプロジェクトを目的とする最低 30 ページの説明文を作成する。 このプロジェクトは実際行われ、または、行われる予定の何れでも可能。 このプロジェクトはフランス教育方法 (méthode française d'enseignement) に規定される少なくとも二つの教育期間に該当する二種類の対象層を対象とするものとする。 同説明文の主な構成は以下の通りである。 - スタート時点の環境条件 - プロジェクトの目的、指導方法と実施する指導内容 - 物理的人材の体制 - プロジェクトの評価記述 同説明文を以て受験生による 20 分、プレゼンテーションを行った後、審査員と 20 分間の対話型面接試験が行われる。
	幹部との協議に参加する				
	ボランティア指導者とプロ指導者のコーディネーションを図る				
	ボランティア指導者とプロ指導者の協力を行う				
	組織内の参加型アクションを円滑化				
	対象層に適した育成要領(ステップ)を選択する				
	現場で育成を実施する				
<b>OI122</b>	アクション計画の目標を文書化(明確化)				
	競技者の潜在能力と限界の分析を行う				
<b>OI123</b>	対象層の社会・教育(【訳注】学歴)・文化の背景を考慮				
	組織の活動目標と対象層に適した教育要領を特定する				
	対象層に適した育成要領(ステップ)を選択する				
	育成内容を明確にする				
	必要な教材を作る				
	評価の各種要領を考える				
	現場で育成を実施する				
<b>OI124</b>	組織内の参加型アクションを円滑化				
	研修生同士の意見交換の場を積極的に設ける				
	集団行動の勢いを管理する				
<b>OI125</b>	評価の各種ステップを考える				
	評価の各種要領を考える				
	自己活動のインパクトを評価する				
<b>OI131</b>	昇進プログラムの実施に必要な関係者プロフィールを決める	予測試算(予測決算)を作成し審査員などの前で説明し、貸借対照表を提出する能力	経理の基本知識: 予測試算(予測決算)と貸借対照表		
<b>OI132</b>	昇進プログラムの予算を立てる				
<b>OI133</b>	ボランティアの参加をアクション計画の作成に積極的に取り込む				
<b>OI231</b>	計画されたアクションの予算をコントロールする				
<b>OI234</b>	計画されたアクションの予算利用法について報告する				

表 6(2-2) 資格付与ガイドライン総括 UC2 (積立単位群 2)

OI	活動概要	職の技能	育成内容	評価手法	最終の資格評価試験	
<b>UC2 アクション計画実施のコーディネーション</b>						
<b>OI チームの指導能力</b>						
OI211	昇進プログラムの実施に必要な関係者プロフィールを決める	チームの編成と指導能力	チームでの活動(集団活動),グループの引率	柔道/柔術のクラブ団体(「協会型組織」)の詳細要約を提出する	受験者は柔道/柔術のクラブ団体(「協会型組織」)の発展又は創設プロジェクトを目的とする最低 30 ページの説明文を作成する。 このプロジェクトは実際行われた,または行われる予定の何れでも可能。 同説明文の主な構成は以下の通りである。 - 組織の正確な診断 - プロジェクトの目的 - 実行すべきアクションの内訳 - 物理的人材的体制 - プロジェクトの評価記述 同説明文を以て受験生による 20 分,プレゼンテーションを行った後,審査員と 20 分間の対話型面接試験が行われる。	
OI212	ミーティングを主催する		公衆を前にした行動・表現,会議の進行			
OI213	現場で育成を実施する					
OI214	組織内のチューター活動に参加		労働法の基礎: CCNS(Convention Collective Nationale du Sport:国内スポーツ共同協定), 労働契約			
	各種の育成経験について相手の面倒をみる					
OI215	組織内の参加型アクションを円滑化					
	研修生同士の意見交換の場を積極的に設ける					
OI216	各種の育成経験について相手の面倒をみる					
<b>OI221</b>						
OI221	地元の職業社会と行政機関との連携において活動	社会環境などに対する組織(クラブ団体など)のPRに貢献するコミュニケーションツールとアクションを設計する能力		クラブ内外のコミュニケーション	柔道/柔術のクラブ団体を発展させるプロジェクトの詳細要約を提出する	
	その他の社会パートナーに対し組織を代表					
OI222	地元の職業社会と行政機関との連携において活動		コミュニケーションの要領を考える			
OI223	社会のその他のパートナーの活動に参加		コミュニケーションの手段と技術			
<b>OI232</b>						
OI232	クラブのプロモーション活動に参加する	新規機材の購入,更新とメンテナンスを計画する能力	稽古用の特別な器具類:規格,取得方法,メンテナンス,買い替え			
	その他の社会パートナーに対し組織を代表					
OI233	稽古の空間利用を計画する	稽古の場所と環境の衛生状態を管理する能力				
OI234	計画されたアクションの予算利用法について報告する	稽古スペースを効率よく利用する能力				
OI235	後方支援面のニーズを予め把握する	スポーツ活動,クラブ活動の仕組み				
OI236	技術面メンテナンスを管理する	運営能力(登録,競技参加,招集,宿泊,各種の申請など)				
<b>OI241</b>						
OI241	好ましい質の要領が守られているか確認する	実施されたアクションの結果報告を作成する能力				
OI242	予想される発展または変化を考える					
	後方支援面のニーズを予め把握する					
OI243	技術活動,スポーツ活動の結果を文書化					

濱田：フランスの柔道指導者資格制度を考える

表 6(3-1) 資格付与ガイドライン総括 UC3 (積立単位群 3)

OI	活動概要	職の技能	育成内容	評価手法	最終の資格評価試験
<b>UC3 特定種目のスポーツ活動レベル昇進手順の実行能力</b>					
<b>OI31 教育手順の実行能力</b>					
OI311	組織の活動目標と対象層に適した教育要領を特定する	フランス教育方法(méthode française d'enseignement)に従い,柔道/柔術の指導プログラムを初級から黒帯(四段, 競技と形)まで設計・指導・評価する能力	柔道/柔術のフランス方式: 「めざめコース(4 から 6 歳)」,入門指導(6 から 9 歳) 全体での技術向上(9 から 12 歳),個別レベル向上(12 歳以上)柔道の稽古方法,クラブの教育的取り組み(組織)		
	対象層に適した育成要領(ステップ)を選択する				
OI312	昇進専用の時間を設ける	各々の対象層に適応した形と,柔道/柔術の寝技の準備プログラムを設計・指導・評価する能力	アニメーション用内容:子供向け形,寝技,柔術		
	技術訓練を指導する				
OI313	稽古者と第三者の安全を確保する	様々な対象層を受け入れ,情報を与えアドバイスを与える能力	クラブに通う(異なる複数のタイプの受講者の肉体的潜在能力の改善についての方法論と手順)		
	技術と作戦両面の選択を行う				
OI314	予想される発展または変化を考える	様々な対象層に適応する体操(肉体潜在能力向上)プログラムの設計・指導・評価能力			
	教育結果の報告(文書化)をする				
OI314	自己活動のインパクトを評価する				
	可能な発展性を提案する				
<b>OI321</b>					
OI322	組織の活動目標と競技者に適した稽古の要領を特定する	ナショナルチームレベルまでのアスリート用の柔道/柔術競技向けのトレーニングを設計・指導・評価する能力	柔道活動の分析	柔道の成績要因(performances) ナショナルチームレベルの訓練プログラム	1 実指導の場でチューターとの前で指導調整 2 育成機関,または施設で実指導とミーティングのシミュレーション 3 連盟研修会で活動した内容の報告書(10 ページ前後)
	技術訓練を指導する				
	競技の身体準備を行う				
	集団行動の勢いを管理する				
OI323	技術と作戦両面の選択を行う	個別の技術の育成能力	技術・戦術面の準備 成果を得るための身体的準備 体重別階級選定と健康		
	稽古者と第三者の安全を確保する				
	勝ちと負けに対する競技者のコントロール(自制)を助ける				
	集団行動の勢いを管理する				
OI324	特に技能を発揮できる活動を持つグループを指導管理する	スポーツ性能のため,アスリートの身体面の可能性を改善する能力	試合前・中・後の「コーチング」		
	競技に必要なメンタル面の準備を確保する				
	評価の各種要領を考える				
OI324	自己活動のインパクトを評価する	競技の前,途中と後の面倒をみる能力			
	可能な発展性を提案する				
OI324	教育結果の報告(文書化)をする	研修中,または競技中のアスリート集団を管理する能力			
	教育結果の報告(文書化)をする				

受験生は自己の指導全体スケジュールに対する位置付けをもつ1時間~1時間半の指導セッションを準備し実施する。同指導セッション実施後に審査員との20分間の対話型面接試験が行われる。この面接試験で稽古実施の安全側面も取り上げられる。この指導セッションは研修を受ける場所で行うことは可能。



表 6(3-2) 資格付与ガイドライン総括 UC3 (積立単位群 3)

OI	活動概要	職の技能	育成内容	評価手法	最終の資格評価試験
<b>UC3 特定種目のスポーツ活動レベル昇進手順の実行能力</b>					
<b>OI33 育成活動を実施する能力</b>					
OI331	対象層に適した育成要領(ステップ)を選択する	フランス柔道連盟の資格用の育成アクションを実施する能力			
	技能育成分野の活動を設計する				
	組織の活動目標と対象層に適した教育要領を特定する				
	技術面の活動方法を特定する				
OI332	必要な教材を作る				
OI333	現場で育成を実施する				
OI334	技術と作戦両面の選択を行う	スポーツ審査員、クラブ審判の育成活動実施	柔道/柔術の基本教育(基本技,形,技の応用,乱取,試合)	最低一つの連盟規定の活動を実施;育成活動,チーム管理,またはイベント開催	
	予想される発展又は変化を考える				
OI335	評価の各種要領を考える				
	自己活動のインパクトを評価する				
	可能な発展性を提案する				
	教育結果の報告(文書化)をする				

受験生は自己の指導全体スケジュールに対する位置づけをもつ1時間~1時間半の指導セッションを準備し実施する。同指導セッション実施後に審査員との20分間の対話型面接試験が行われる。この面接試験で稽古実施の安全側面も取り上げられる。この指導セッションは、研修を受ける場所で行うことは可能。

同計画書を以て、受験生による20分のプレゼンテーションが行われた後、審査員と20分間の口頭試問試験が行われる。この資格試験の合格にて、単位群 UC1 (昇進活動プロジェクト設計能力)は有効化される。

UC1における柔道/柔術の主な研修内容は①フランススポーツ組織②柔道・柔術の歴史③嘉納治五郎講道館創始の理念④スポーツ体育活動規則の理解⑤フランス法律の基礎⑥登録関連⑦柔道

場の環境整備⑧スポーツ法の理解⑨FFJDA規則理解⑩級・段の構造理解⑪地域行政との関わり方⑫多様な生徒への指導法⑬市町村スポーツ政策の理解⑭指導計画の作成、評価⑮予算作成などの財務管理から構成されている。

(2) 資格試験2「クラブ開発プロジェクト関連」

受験生は柔道/柔術のクラブ団体の発展、または創設プロジェクトを目的とする最低30ページの計画書を作成する。同計画書の主な構成は以下

表 6(4) 資格付与ガイドライン総括 UC4 (積立単位群 4)

OI	活動概要	職の技能	育成内容	評価手法	最終の資格評価試験
UC4 該当スポーツ種目活動の安全管理能力					
OI41 各種の技術デモンストレーションを安全に実施					
OI411	稽古者と第三者の安全を確保する	初級から黒帯四段までの技を正確に示す能力	「段」とそれに相応する級についての特別委員会による公式文書に典拠する技術プログラム	1 各々三つのセクターについて部分的デモンストレーション	受験生はデモンストレーションの正確な詳細プランを提出し、同プランの中にデモンストレーションを貫く全体原則は示される。 デモンストレーションに取り入れた主な技と安全確保のキーポイントについてコメントを加える。 30 分間でコメントを加えながら次のデモンストレーションを行う。 柔道: - 立技、寝技の攻撃と防御システム全体、または一部を 15 分で演技。 形: - 投の形、固の形、極の形、後の先の形、護身術の形の内、抽選で一つ、取のみを演武。 柔術: 「組みつかれた場合」と「当身」の攻撃に対する護身対応の、最低 4 分の自由表現(形に依らない)演技(あくまで護身を念頭に)。
	技術機材の適正化を確認する				
稽古者の安全確保に必要な専門動作を行う					
OI412	技能を持つ種目について安全な演出を行う			2 デモンストレーション裏付けの説明書素案を提出	
OI421	稽古者の安全確保に必要な専門動作を行う	稽古者と第三者の安全を確保しながらアニメーション用内容、コンペと研修会を実施する能力	未成年宿泊滞在に関する規則		
	技能を持つ種目について安全な演出を行う				
	稽古者と第三者の安全を確保する				
	技術面メンテナンスを管理する				
OI422	競技者の潜在能力と限界の分析を行う				
	競技の身体準備を行う				
OI423	競技に必要なメンタル面の準備を確保する				
	稽古者の安全確保に必要な専門動作を行う				
OI431	ドーピング及び危険な行為を予防する	ドーピング関連法規について情報提供する能力	ドーピング対処法		
	スポーツ活動のモラルが守られるように注意をする				
OI432	技術機材の適正化を確認する	柔道のモラルと文化について情報発信をする能力	柔道の文化関連内容		

の通りとする。

- ①組織の正確な診断
- ②プロジェクトの目的
- ③実行すべきアクションの内訳
- ④財政・人事面の仕組み
- ⑤プロジェクトの評価記述

同計画書を以て、受験生による 20 分のプレゼンテーションが行われた後、審査員と 20 分間の口頭試問試験が行われる。この資格試験の合格に

て、単位群 UC2 (行動計画のコーディネーション能力) は有効化される。

UC2 の研修内容は①集団活動法と引率②指導者に求められるスピーチ力や会議運営法、行動の仕方③労働法の基礎知識④コミュニケーション力養成⑤コミュニケーション方法⑥教材の選定、管理、更新に関する知識から構成されている。上記 2 項は、共通科目要素を成している。

(3) 資格試験 3 「模擬授業による実践指導力」

受験生は、自己の指導全体スケジュールに対する位置付けを明確にした1時間～1時間半の指導セッションを準備し実施する。指導セッション実施後に審査員との20分間の口頭試問試験が行われる。この面接試験で稽古実施の安全管理面も含まれる。この資格試験3の合格にて、単位群UC3（スポーツ活動レベル昇進手順の実行能力）は有効化される。

UC3の研修内容は①年齢別・段階的指導法②クラブ組織としての教育的取り組み③幼児用の形・寝技・柔術指導法④対象に応じた体力向上法と評価⑤適切な練習法構築⑥ナショナルチームレベル対象の指導法の構築⑦技術・戦術の対策法⑧体力向上対策⑨適性階級の選別と健康管理⑩試合前・試合中・試合後の対策とコーチング法⑪柔道/柔術の基本技術（形・応用技・乱取・試合を含めた技術指導）の指導法で構成されている。

UC3は技能の中で中核的存在になるので、この単位群は育成システムの数量面と品質面において優先度の高い主軸の位置を占め、重要度の高い群であることが明記されている。この分野に関する聞き取り調査からは、段階に応じた系統化された安全な指導法を最優先していることが窺われる。

#### (4) 資格試験4「実技力、技能レベル審査」

受験生はデモンストレーションの正確な詳細プランを作成し、その中にデモンストレーションを貫く全体原則と学習方法の事例も盛り込む。受験生はデモンストレーションに取り入れた主な技と、指導を受ける側の安全確保のキーポイントについてコメントを加える。30分間でコメントを加えながら、次のデモンストレーションを行う。

##### ①柔道

a. 立技、寝技の攻撃と防御システム全体又は一部の15分間のデモンストレーション

b. 形：投の形、固の形、極の形、後の先の形、護身術の内、くじ引きで一つの形を選択する。

##### ②柔術

a. 「組みつかれた場合、離れた場合」と「突き、当身」の攻撃に対する護身対応の最低4分間の自由表現(既存の形に依らない)デモンストレーション

ン（あくまで護身を念頭においたデモンストレーション）。

この資格試験4の合格にて、単位群UC4「種目の安全管理能力」の単位群は有効化される。

UC4の研修内容は①初級から4段までの技術を指導する能力（技の攻防と形技能の修得）②未成年者の宿泊、滞在に関する規則理解（安全性の確保）③ドーピングに関する知識④柔道の文化性に関する理解から構成されている。

資格試験1から3の項目については試験前に論文提出が義務化され、試験当日は論文のプレゼンテーションを行い、その後に審査員から口頭試問試験による質疑応答が課せられる。資格試験4については、柔道/柔術に関して自らが考案した技の独自性が求められる特徴と安全性の確保を強調していることが分かる。

研修内容は共通科目と専門科目に分類され、指導者に必要な理論・知識やクラブ運営、財務関連、法律や地域行政との関わり等幅広く、さらに柔道/柔術の高い専門性が求められ、安全を重視し、基本から応用までを指導する能力、スポーツ全般の法律や責任まで学べる内容になっていることから、高い信頼性を確保することが可能である。FFJDA会長のJean-Luc Rougéは「フランスの指導者資格は、高等教育の後に2年間勉強してようやく得られるレベルの高いもので、医学や解剖学、生理学、そして柔道の哲学を学び、子供たちの年齢や発育に合わせた指導ができるレベル」と述べている<sup>46)</sup>。

試験基準の明確化、透明性、資質研鑽に向けた取り組みが指導者レベル向上に繋がった結果、死亡事故ゼロ、登録人口の増加やロンドン五輪で国別メダル獲得数第2位にランクされ、金メダル2個を含む7個のメダル<sup>5)</sup>が示すように、競技力向上にも強く影響していることが推測される。

## 6. 研修期間・時間

全柔連には定められていないが、重要事項であると考えられることからFFJDA規程を明記する。

FFJDAは「初期育成の継続として行われる研

修」の場合は、最低の研修期間は1,200時間とし、その内の700時間は研修機関内で行われることになっている。指定された公的育成機関にて講義を中心に学習し、500時間以上は公認柔道クラブにて実技を学ばなければならないと規定されている。研修機関や研修生の習熟度によって異なるが、最短で10ヶ月から2年の期間が必要となる。指定された公認の教育期間で研修時間が明確に提示され、資格の厳格さが窺える。聞き取り調査では、長期間に渡る研修に対しての批判が見られた。

## 7. 資格の有効期間（更新方法）

全柔連の有効期間は4年間で、その間に全柔連が主催する講習会を受講することが定められている。

FFJDAは、有効期間（更新方法）に関する記述は見られない。前述したように、フランス各地方で研修会が開催され、指導者全体の学習意欲は高く、研修会への参加が伝統的に慣習化されている。

FFJDAは指導者資質向上を目的とした研修会を年数回、各地方に分散して実施しているが<sup>119)</sup>、FFJDA副会長のミッシェル・ブルースは指導者全体の45%は年に1回の研修会に自発的に参加していると報告している<sup>4)</sup>。研修会は日本においても実施されている。今年度はフランス全土から選抜された5段以上の指導者43名が派遣され、平成26年（2014）4月16日～30日の間、国際武道大学、講道館にて、日本人の著名な指導者から指導法や形を学び、研修プログラムの最後は、毎年4月29日に日本武道館で開催される全日本柔道選手権視察を終えて帰国した。

FFJDAはこれまでも海外派遣研修会を実施してきているが、筆者らは平成18年（2006）、愛媛県柔道協会の協力を得て、指導者48名を受け入れ研修会を行った経緯がある<sup>10)</sup>。当初は隔年で行っていた日本での研修会は、近年は毎年講道館、天理大学等を拠点に実施されている。日本での研修会が継続的に実施されていることから、FFJDAの指導者の資質向上に対する意識の高さが窺える。

## 8. 指導者資格の停止、喪失及び回復

全柔連は明確な規程を設けている。

規程されるに至った背景は、アテネ・北京五輪金メダリスト逮捕事件や全柔連強化委員会の不祥事問題が生じたことから<sup>36)</sup>、これらへの対応措置として明記されたものと考えられる。また資格回復に関しては、バルセロナ五輪金メダリストの吉田秀彦が現役引退後、プロ総合格闘技家に転身したが<sup>22)</sup>、平成23年（2011）に実業団柔道の監督として指導者登録したことなどからも<sup>6)</sup>、明文化の必要性が求められたものと考えられる。

FFJDA規程には停止等の規程は設けられていないが、法律によって所持義務違反者に対して1年の懲役と15,000€の罰金刑に処すると定められている。またスポーツ法典、第二章、第1節、L. 221-9条には、犯罪または違法行為で有罪判決を受けた者は、俸給を得てであれ、ボランティアとしてであれ、一切のスポーツ指導をしてはならないと定めている。これに違反したものは1年の懲役及び15,000€の罰金刑に処される。また、同L. 212-13条には身体的及び道徳的な健康や安全に対して危害をもたらす時、その活動の一部、もしくは全部を恒久的な形で禁止を宣言できるとされ、永久追放処分を下すことが認められている<sup>31)</sup>。

ロンドン五輪金メダリストでフランス女子柔道家・リシュー・デコスはインタビューで、日本での暴力事件について聞かれた際に次のように語った。「フランスでは、指導者が殴ったりする権利がないことをしっかり認識していて、暴力事件などが無いことを前提として指導を行っている<sup>7)</sup>」と話していることから、FFJDAでは不祥事を想定した規程の必要性がないのではないかと考える。聞き取り調査からも、暴力行為を見たこともないし、受けたこともないと断言され体罰への強い拒絶感を示した。

## 9. 受講費等

全柔連は受験料3,000円と講習会受講費2,000円が必要と明記されている。

FFJDAは資格審査に限らず、昇段審査料や合格料は無料である。ただし、年間登録費は年齢、

登録区分、段位の有無を問わず、一律 34€<sup>24)</sup> (4,760 円、1€=140 円換算、以下同様計算) と全柔連と比較すると高額である。全柔連個人登録費は未就学児については無料、小学生 500 円、中学生 800 円、高校生 1,000 円と高学年毎に段階的に高額になり、指導者登録費は 2,600 円となっている<sup>45)</sup>。

平成 25 年 (2013) の FFJDA は登録費収入だけでも約 2,856,000,000 円、総予算は約 3,706,174,360 円となり、同年度全柔連総予算 1,131,700,728 円を<sup>8)</sup> 大幅に上回る。この予算金額からも、資格試験受験料や昇段審査料、合格料が無料でも円滑な運営が行われることが推測できる。

講習会費は全柔連の 2,000 円に対して、FFJDA は 896,000 円と高額である。全柔連の講習時間は 10 時間を超えることはないが、FFJDA の研修時間は 1,200 時間を超え、10 ヶ月以上 2 年の期間を要することから高額費用に反映されていると考える。また後段で述べる、チューター (tuteur: 研修生担当教師) 制度の導入による人件費やアルテルナンス (dispositifs de formation en alternance: 施設交互方式) 制度により人件費、施設費などが派生することからも、研修費の高額化に繋がっているのではないかと推測する。

## 10. 中央指導者資格審査委員会

全柔連は次の 4 項目に関する権限を定めている。①上級資格認定②資格の停止③資格の解除④都道府県指導者資格審査委員会の統括である。委員会の構成は 5 名以上 10 名以下の委員を定数とし任期、再任、定年に関する事項も記している。

FFJDA は青少年・スポーツ地方本部長が審査委員を任命する。審査委員会の構成は①育成者 25%②国家公務員 25%③雇用者代表 25%④職業分野の被雇用者代表 25%と割合が定められ、国家公務員最上級資格を有する、健康・スポーツ省 A 級 (MSS) が審査委員会の委員長を務める。通常は 4 名の委員で構成される。

審査委員会の主な役割は①資格試験現場を認定すること②各委員会の構成を決定すること③資格を認定すること④既存経験の対等化 (VAE) のケースを審査することが定められている。審査委

員長が最上級国家公務員資格保持者であり、柔道専門外の審査委員が試験に関与していることから、より幅広い観点からの評価が期待でき、閉鎖性を除去し厳格性の保持が期待できる。一方、少数委員の構成に不安を残すが、役割分担が明記開示されていることから公平性、透明性が見られる。

## 11. FFJDA 資格制度の特徴

FFJDA 資格制度の中で、全柔連には見られない特徴的な制度を列挙する。

### (1) チューター制度

研修期間中における研修生の責任はチューターに帰するものとし、チューターは研修生に明確な指示を与え定期的な監視を行い、いかなる出来事の発生においても育成者とチューターの責任が問われると明記されている。チューターは研修生の完全な自立に任せることなく常に指示を与え、確定された目標と練習条件を示さなければならない。特に研修生に与えられる活動レベルと自立度は体得された技能に合うよう、注意して管理を心得る必要がある。

#### 1) チューターの資格

柔道 / 柔術専門家の分野に携わり、この種目の指導経験を 3 年以上経過し、以下①～⑥のいずれかの資格を有するものでなければならない。

- ①スポーツ体育教員 ② BEES 二級
- ③ DESJEPS ④ DEJEPS
- ⑤ FFJDA 発行のボランティア教員資格 (Certificat fédéral pour l'enseignement bénévole)、及び FFJDA 交付 2 段の資格 ⑥ BEES 一級

#### 2) 役割

重要な役割を占め、以下の各段階に定められる。①施設で研修生を受け入れ、情報を与え、必要な手助けをしながら契約期間中に案内役を勤め、育成機関との連携を実施する役割

②実指導のシチュエーションの準備調節を行い、チューター自身のプロとしての文化を伝授しながら、その伝授の度合、研修生にプロ指導者としての技能取得レベルを評価するという役割

③柔道 / 柔術の稽古と指導に必要な不可欠な知識、技法、及び心構えについて教示する役割

④進捗状況、学習内容の取得レベルや過不足を評価する役割（それに関し、育成終了の時点で研修生の真剣さに対する評価結果を提示する）

⑤研修生が所定の時間分だけ研修を受けたことの手紙に記入する役割

⑥資格試験に参加する役割

研修生の指導力向上や資格取得のために、新規に導入されたチューター制度の任務が明確に定められ、指導内容に具体性が見られ、役割分担が明確である。育成者と研修生の間にチューターを入れることによって、より質の高い、きめ細かな指導体制を図ろうとする意図が窺える。

(2) アルテルナンス制度

アルテルナンス制度の究極の目的は「育成両局」とされる研修機関と受け入れ施設との連結を確保すると共に、関係者同士の密接な連絡による厳密な計画で育成を進めることにある。

チューター等の指導のもと、受け入れ施設にいる研修生は知識、技法、心構えを身に付ける。研修機関では、研修生が施設で経験された内容を考慮しつつ、両組織同士の相互補完関係が図られる。

新規に導入されたアルテルナンスプロジェクトでは、関係者同士の了承を得た育成総合プロジェクトが作り上げられる。研修機関で得られる教育と施設で得られる教育の内容は異なるが、単なる「理論・実技」の違いで片付けることはできない。両方の組織でセオリーと実技の能力を取得することができる。

研修機関では主に知識と理論を学び、施設は柔道場を敷設するクラブであり、実技技能と指導法、形等を中心に学ぶことになるが、両局において理論と実践を並行しながら学び、偏りが無い研修を方針としている。BEESにはなかった制度で、理論を過度に優先した反省から DEJEPS ではクラブでの実践活動、実技指導を重視していることが窺える。

(3) 研修機関が研修生として認定するまでの選抜制度

DEJEPS 資格取得を希望する者は、以下の第五段階に及ぶ審査を踏まえ、研修機関に研修生として認定される。

1) 申請書の特性（書面審査）

研修希望者は申請書を提出しなければならない。申請書として必要な書類に「救命育成証書 (attestation de formation aux premiers secours)」, または「国民予防・救命証書一級 (PSC 1: Prévention et Secours Civiques de niveau 1)」が含まれている。

2) 技術力の事前審査

育成を受けるものは以下の条件を満たさなければならない。

①直近3カ年中、柔道/柔術の種目に関する最低300時間の指導活動を明示できること

②柔道/柔術2段の技術レベルを証明できること

③柔道/柔術技術昇進 (perfectionnement technique) の教育経験を明示できること

以上の事前条件は次の方法にて確認される。

①柔道/柔術、剣道および関連種目の全国技術政策本部長発行の過去3年における柔道/柔術種目の最低300時間の指導経験証明書の提示

②FFJDAにて実施される2段レベルの30分の技術試験

③技術昇進のセッションを指揮する形の30分の試験。直後に柔道/柔術、剣道および関連種目の全国技術政策本部長と20分の面接試験

以上の二つの審査の合格にて、柔道/柔術/剣道および関連種目の全国技術政策本部長から証明書が交付される。

上記の全項目に合格した受験生は、研修初期段階の事前条件を満たしたものと見なされる。

3) 研修機関が実施する研修生の選抜審査

研修機関は受け入れ条件として以下の審査を実施する。審査の意図は安全性に関する知識、意識の確認とリスクマネージメント能力を評価する。

以下の形式で行う。

①くじ引きで指導テーマが与えられ、そのテーマをもとに研修候補者は30分の技術、昇進セッションの書いた道筋を準備する（作文許容時間30分）

②技術昇進セッションを実施し、その後20分の面接試験を受ける。特に安全を十分に守れたか、セッションを懸命に進めたかについて採点される

4) 研修機関が実施する研修生の第二次選抜審査

事前条件確認後、研修機関は他の選定試験を提案することもできる。

- ①基本的に指導と練習についてモチベーションが高く、指導の職業に従事する能力ある候補者のみ採用すること
- ②候補者が持つ指導活動に関する一般知識を評価すること
- ③受け入れ可能人数、管理体制、物理的環境など、研修機関のキャパシティと手持ち資源に適する最善の候補者数を受け入れること

以上のことを確認するため20分の面接試験を実施する。

#### 5) 研修機関が実施する研修生のオリエンテーション

オリエンテーションでは研修を受けるに先立ち、研修生の状況を分析し、既に取得された内容を確認し、その上、ガイドライン総括に求められる能力と比較検討も行う。オリエンテーションの結果、研修の個別カリキュラムを作成する。オリエンテーションの具体的なステップは以下の三つとする。

- ①研修の概要紹介（目標、資格取得のシステム、教育とアルテルナンスの制度、育成モジュールの構成など）
- ②個人育成プラン（PIF, Plan Individuel de Formation）の作成用に、研修生たちは既に取得されている技能（能力）の特定
- ③PIF 決定段階、この段階では教育チームから育成の一部、または育成全体に関し、育成の強化、軽減を提案されることがある

以上のことを確認するため30分の面接試験を実施する。

上述の選抜過程を経て、研修生として認定される。研修生として認定されるまでには、五次に及ぶ審査会、オリエンテーションをパスしなければならない。研修生と研修機関とのミスマッチを防ぐために適性審査を重ねて、より質の高い指導者育成を目指していることが示唆される。

## V 結論

全柔連とFFJDAの資格制度には差異が見られ

るが、その良否を問うものではない。

フランス柔道の発展の背景には、資格制度が大きく影響していることが推測される。FFJDA資格制度は、細分化された内容が系統的に明文化していることから、全柔連資格制度の参考となる事項・制度が示されていると考える。

聞き取り調査からは、経済負担、育成期間の長期化などから研修候補生の減少化や指導力の低下の声も聞こえ、現行制度に対する批判や課題も見受けられ、十分な制度ではないとの指摘もある。今後全柔連において制度変更・再構築を図る際に、FFJDA資格制度を参考にするならば、実態を十分に把握した上で、適合性を熟慮しながら慎重に検討し判断することが求められる。

FFJDAの内DEJEPSと全柔連・A指導員の資格制度を対象に考察したが、CQPAPAMなど他の区分についても、研究を継続していく必要があると考える。本研究が資格制度再構築に向けて、基礎資料になれば幸いである。

## 註

本稿のフランス資格制度に関する資料はFFJDAのホームページ：<http://www.ffjudo.com/ffj/Minisites/Formation/Formations-Certifications/Diplomes-professionnels-d-enseignement-DE-JEPS>、最終アクセス日2014/1/3）から入手したフランス語版資料を翻訳者、Jean Marc-Weiss氏に依頼、また、柔道専門用語の解説をFFJDA研修機関において研修生の講義（講道館の歴史と嘉納治五郎の柔道論）を担当する柔道家Yves CADOT 5段（Université de Toulouse Jean Jaurès、文学部外国語学科日本語文化センター准教授）が行い、著者が総合的に監訳、考察を行った。また、作成した図・表は、聞き取り調査者と全柔連から入手した資料及びFFJDAホームページ：Balance FFJDA au 31 décembre 2013、<http://www.ffjudo.com/ffj/La-federation/Gestion>、最終アクセス日2014/1/3）を元に作成した。

比較対象にした全柔連資格制度資料は、全柔連ホームページ：<http://www.judo.or.jp/>、最終ア

クセス日 2014/6/1) から入手し抜粋した主な規程を表に著した。なお、全柔連公認柔道指導者資格制度は平成 26 年 8 月 20 日に改正され、平成 27 年度 4 月から新しい資格制度が施行される予定であること<sup>49)</sup>を付記しておく。

本研究の一部は、文部科学省科学研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号 24500745、研究代表者：濱田初幸）の助成を得て行われたものである。

## 引用参考文献

- 1) 阿武教子：平成 17 年度スポーツ指導者海外研修事業報告書、公益法人日本オリンピック委員会、55, 2006.
- 2) ベースボールマガジン社：平成 22 年度（2010 年）第 2 回全日本柔道連盟評議員会リポート、近代柔道、33(6)、54-56, 2011.
- 3) ベースボールマガジン社：[特別インタビュー] 宗岡正二、近代柔道、36(1)、11, 2014.
- 4) 上掲書：第 14 回柔道教育ソリダリティー講演会、フランスとイギリスにおける柔道のけが防止の取り組みについて、38.
- 5) ベースボールマガジン社：特集ロンドンオリンピック総括、近代柔道、34(10)、21, 2012.
- 6) ベースボールマガジン社：New & Topics、近代柔道、33(6)、82, 2011.
- 7) ベースボールマガジン社：「精力善用 自他共栄」は自分の柔道哲学と共通 Lucie Decosse、近代柔道、36(5)、58, 2014.
- 8) ベースボールマガジン社：全日本柔道連盟のページ、平成 26 年度（2014 年）第 1 回定時評議員会リポート、近代柔道、36(8)、72-73, 2014.
- 9) 武道学研究：日本武道学会創立 45 周年記念大会 柔道専門分科会企画シンポジウム 子供（小学生）の柔道指導について、日本武道学会、45(3)：261, 2013.
- 10) 愛媛新聞：日本の技 スバラシイ 松山 仏の柔道指導者が研修、4/1, 2006.
- 11) FFJDA -TEXTES OFFICIELS 2013-2014：FFJDA、58-60, 2013. 最終アクセス日 2014/7/1.
- 12) 濱田初幸：柔道大国・フランスの実態を探る、鹿屋体育大学紀要、34、56-59, 2006.
- 13) 上掲書：50-51.
- 14) 上掲書：50.
- 15) 濱田初幸：ドイツ連邦共和国における柔道昇段審査方法を探る、第 19 回日本トレーニング科学会、17, 2007.
- 16) 柔道大辞典編集委員会：柔道大辞典、株式会社アテネ書房、201, 1999.
- 17) 講道館：講道館昇段資格に関する内規、財団法人 講道館、株式会社 亀井印刷、1-13, 2008.
- 18) 草場安子：現代フランス情報辞典-キーワードで読むフランス社会 改訂版、株式会社大修館書店、188-189, 2004.
- 19) 真神博：ヘーシンクを育てた男、文藝春秋、146-147, 2002.
- 20) 松原隆一郎：武道は教育でありうるか、株式会社イースト・プレス 87, 2013.
- 21) 上掲書：82.
- 22) 松原隆一郎：武道を生きる、NTT 出版株式会社、7, 2006.
- 23) ミッシェル・ブルース：イギリスとフランスにおける柔道のけが防止の取り組み、特定非営利活動法人 柔道ソリダリティー 第 14 回講演会 講演録、東海大学体育学部武道学科 山下泰裕研究室、10, 2013.
- 24) 上掲書：15.
- 25) 溝口紀子：性と柔、株式会社 河出書房新社、89, 2013.
- 26) 上掲書：195.
- 27) 文部科学省ホームページ：「教育指標の国際比較」（平成 24 年版（2012））、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/data/kokusai/1318687.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/kokusai/1318687.htm) 最終アクセス日 2014/7/1.
- 28) 宗岡正二：全日本柔道連盟、月間 武道、566, 144-145, 2014.
- 29) 尾形敬史・小俣幸嗣・鮫島元成・菅波盛雄：競技柔道の国際化、カラー柔道衣までの 40



- 年一, 不昧堂, 34-35, 1998.
- 30) 小笠原正・塩野宏・松尾浩也: スポーツ六法  
2013, 株式会社 信山社, 9-11, 2013.
- 31) 上掲書, 792.
- 32) 齋藤健司: フランス基本法の形成 [上巻],  
株式会社 成文堂, 226-228, 2007
- 33) 齋藤健司: フランス基本法の形成 [下巻],  
株式会社 成文堂, 996, 2007.
- 34) 坂上康博: 海を渡った柔術と柔道 日本武道  
のダイナミズム, 株式会社青社, 132-135,  
2010.
- 35) 上掲書: 117.
- 36) 利根川昌紀: 中学校 中学校武道必修化 柔  
道事故の徹底検証急務, 読売新聞朝刊, 3/1,  
2012.
- 37) 内田良: 柔道事故, 株式会社 河出書房新社,  
9-11, 2013.
- 38) 上掲書: 192-196.
- 39) 山口香: 日本柔道の論点, 株式会社イースト・  
プレス, 184, 2013.
- 40) 上掲書, 185.
- 41) 上掲書, 57.
- 42) 上掲書, 187.
- 43) 上掲書, 188.
- 44) 上掲書, 174.
- 45) 上掲書, 189.
- 46) 柳沢健: フランスに日本柔道は奪われた, 文  
藝春秋, 90(8), 359, 2012.
- 47) 吉田郁子: 世界にかけた七色の帯, 株式会社  
駿河台出版社, 174, 2004.
- 48) 全柔連ホームページ: 公認柔道指導者資格制  
度規程: 第3条, <http://www.judo.or.jp/> 最  
終アクセス日 2014/6/1.
- 49) 上掲ホームページ: 【指導者養成特別委員会】  
全日本柔道連盟「公認柔道指導者資格制度」に  
ついて, 最終アクセス日 2014/12/5.
- 50) 全柔連指導者養成プロジェクト: 全日本柔道  
連盟指導者資格制度導入について, 柔道, 講道  
館, 82(8), 100-104, 2011.

〔平成 27 年 2 月 10 日 受付〕  
〔平成 27 年 11 月 12 日 受理〕